

# 農業所得

平成14年分経費目安割合の数値が決まりました。

## ■ 経費目安割合

田作物 農業用	82%	田作物の農業収入が一番多い人が使う割合
畑作物 農業用	74%	畑作物の農業収入が一番多い人が使う割合
果樹栽培 農業用	70%	果樹栽培の農業収入が一番多い人が使う割合

(注) 収入金額が一番多い業種の経費目安割合を用いて計算します。

## ■ 経費目安割合方式による農業所得の計算方式

$$\text{収入金額} \times (1 - \text{経費目安割合}) = \text{所得}$$

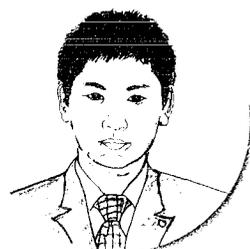
**例** 大別当地区 S農家 田60a作付 梨40a作付  
 昨年は、田は90万円、梨は120万円の収入がありました。  
 $210\text{万円} \times (1 - 0.7) = \mathbf{630,000\text{円}}$  ← 農業所得

経費目安を使用した場合、農業所得が赤字になることはありません。

# 申告時注意ポイント

- 土地や建物の譲渡所得や贈与税の納税相談は税務署での相談になります。
- 税務署から申告用紙の配布のあった人は必ず持参してください。
- 国民年金保険料の支払いのある人は金額が確認できるものを持参してください。
- 医療費控除を受ける人は事前に領収書を個人別に分け計算しておいてください。
- 生保、損保等支払証明書は必ず持参してください。

## ○ 私たちが確定申告のお手伝いをします ○



間嶋です



阿部です



田村です



平成14年度

# 住民税 確定申告

平成14年分、所得税の確定申告や村民税の申告が2月17日から始まります。

月湯村でも、2月20日から役場相談室で各地区別に日程を決めて納税相談を行ないます。

期間中は、大変混雑しますので、先に配布済の「納税相談の日程について」をよくお読みのうえ、申告に必要なものを用意して、定められた日においでください。

※問い合わせ先

月湯村役場(税務係) ☎375-2710

巻 税務署 ☎0256-72-2355

確定申告をしなければならぬ人

- ① 事業をしている場合、不動産収入のある場合及び土地や建物を売った場合などで、平成14年中の所得金額の合計額から所得控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額を超えるとき。
  - ② サラリーマンで給与の年収が、2,000万円を超える時。
- ※①、②に該当しない場合でも、村・県民税の申告はしなければなりません。

### 《申告に必要なもの》

- ① 所得の算出に必要なもの
- ② 源泉徴収票
- ③ 各種保険料控除の支払い証明書等
- ④ 身体障害者手帳及び戦傷病者手帳
- ⑤ 医療費控除を受けようとする方は医療費の領収書
- ⑥ 印鑑

確定申告は「自力記載・自力申告」で

所得税は、各人の所得に対して課税される税金であり、各人が自分の所得金額と所得金額に対する所得税額を計算して、これを申告し、その申告した所得税額を自発的に納税する制度を採用しています。

「所得税の確定申告の手引き」や「申告書の書き方」などを参考に計算し、確定申告書を記載してください。税務署の会場では、職員が納税者に代わって確定申告書等を記入することはありません。

なお、記入できないところは、職員が指導します。

